

〔財〕社会保険健康事業財団<健康増進コース>

目的

目標の設定・保健指導の実施(タイムイング・媒体等の共通化)・評価の一連の流れに根拠に基づいた保健医療の考え方(EBH)を徹底することにより、確実に対象者の生活習慣及び検査数値の改善を図ることを目的とする

対象者
 フォローアップコース: 最近2回の健診結果が①~③に適応する者または最近1回の健診結果が①~③に適応しかつ対象者が実施を希望する者(①血圧・脂質・肝機能・血糖・尿酸の健診結果が指導区分「要治療」「要精密検査」に近い値の指導区分「経過観察」
 ②血圧・脂質・肝機能・血糖・尿酸の健診結果の複数が指導区分「軽度異常」「経過観察」がある者 ③血圧・脂質・肝機能・血糖・尿酸の健診結果が指導区分「軽度異常」または「経過観察」であり不定愁訴が強い者

禁煙チャレンジコース: 禁煙の意志がある者、健診結果等から保健師が禁煙の必要があると判断した者

減量チャレンジコース: 健診結果、現病歴、自覚症状等から保健師が減量の必要があると判断した者

※対象者は、上記条件と保健行動に対するステージを把握した上で選定する

支援方法

フォローアップコース、減量チャレンジコースは1年間、禁煙チャレンジコースは6ヶ月間、保健師が生活習慣改善の支援を行う。支援方法は初回・中間評価時・最終回は面談で行い、それ以外のタイムイングは対象者の望む方法(面談、電話または文書)で行う。

内容

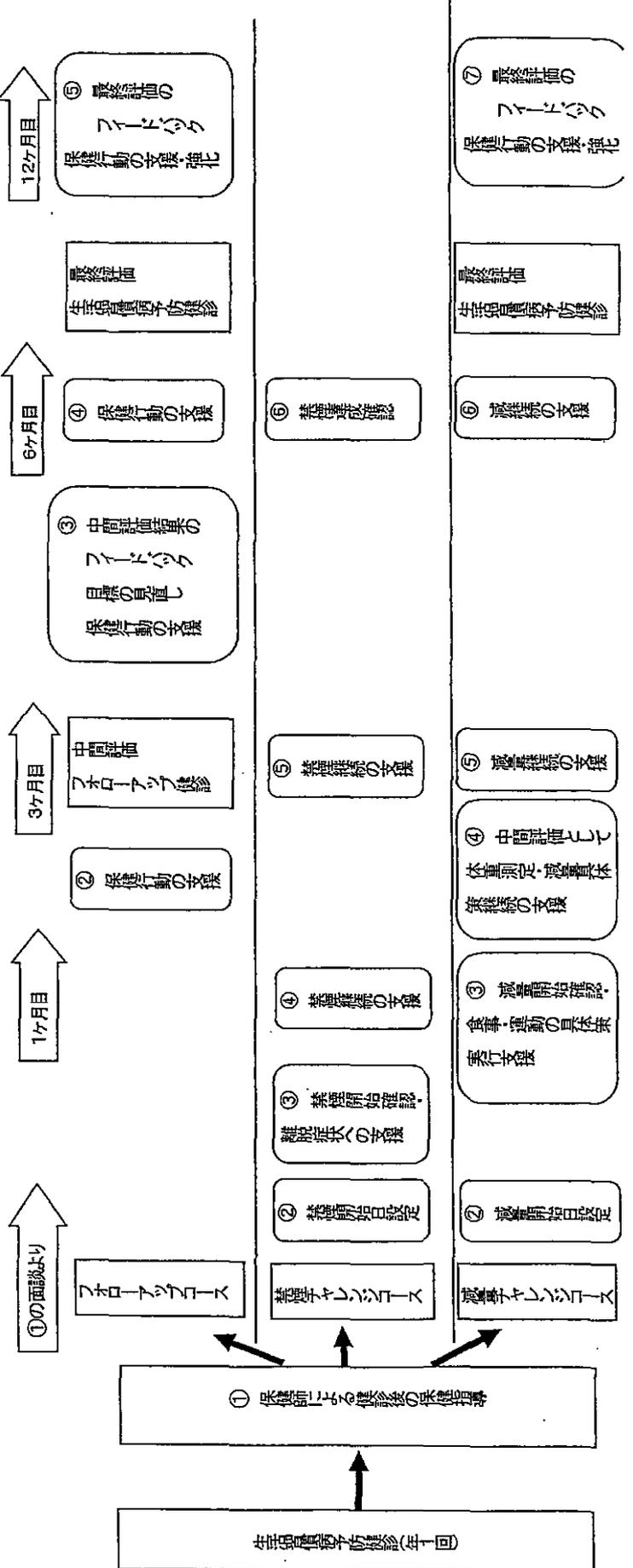
フォローアップ参照

※支援の度に保健師活動をパソコンに入力・記録し、毎回評価を行うことで目標達成に対してフィードバックさせる

※中間評価指標

フォローアップコース: フォローアップ健診(生活習慣病予防健診結果のうち血圧・脂質・肝機能・血糖・尿酸の指導区分に「軽度異常」「経過観察」があり、3ヶ月以上生活習慣の改善に取り組んだ者が受けられる)

禁煙チャレンジコース: スモーカーライザーによる呼気CO濃度減量チャレンジコース: 体重、体重記録表



健康増進コースの効果

1. フォローアップコース(n=282)

1) 生活習慣改善状況

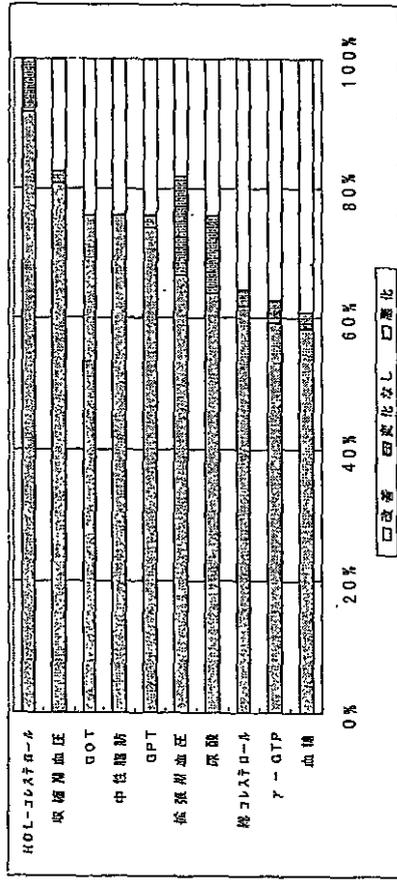
対象者1名がの生活習慣改善目標平均3項目に組み、全体では61.6%の改善率となっている。項目別の改善状況は食事内容は71.1%、運動時間増加は53.2%、運動回数増加は63.4%、適正飲酒は54.9%が改善目標を達成している。

2) 健診結果改善状況

① 検査値改善状況

対象者1名が平均2.1検査項目に「軽度異常」「経過観察」の判定であった。フォローアップコースの実施により、検査数値の改善割合は67.8%となった。改善した検査項目のうち、79.9%は指導区分が改善した。

図1 フォローアップコース・健診結果改善状況



② 検査数値

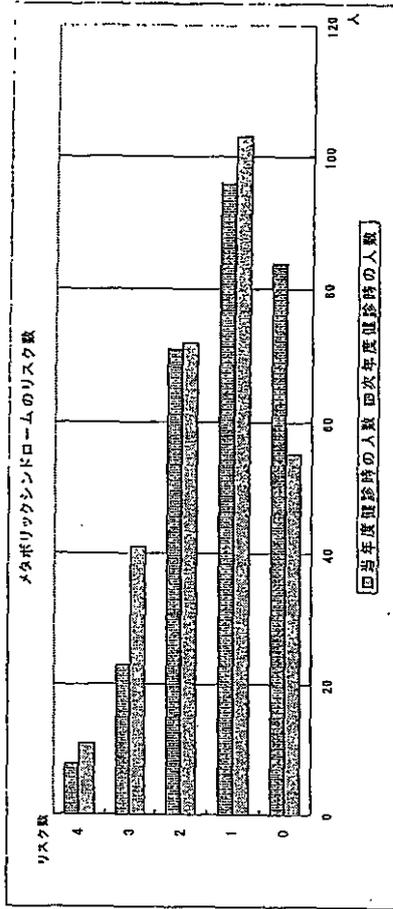
検査数値の変化を見た場合、各検査項目とも表2の改善が見られた。

表1 フォローアップコース・健診結果検査数値の変化(n=282)

検査項目	収縮期血圧(mmHg)	拡張期血圧(mmHg)	HDLコレステロール(mg/dl)	中性脂肪(mg/dl)	GOT(U/L)	GPT(U/L)	γ-GTP(U/L)	血糖(mg/dl)	尿酸(mg/dl)
変化量	-8	-5	-5	9	-32	-6	-2	-2	-0.5

③メタボリックシンドロームのリスク数変化

図2 メタボリックシンドロームのリスク数変化



* 当年度健康診時にリスク数の対象者は、肝機能や尿酸値でフォローアップコース対象者となった者

2. 禁煙チャレンジコース(n=174)

禁煙達成状況: 66.7%の成功率となった

図3 禁煙チャレンジコース・禁煙達成状況

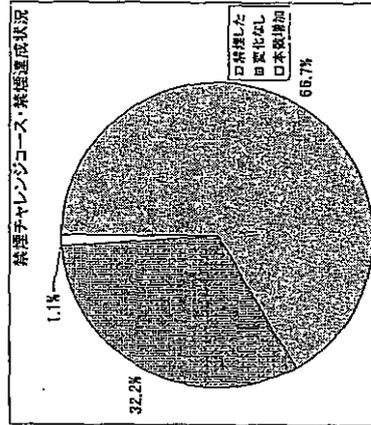
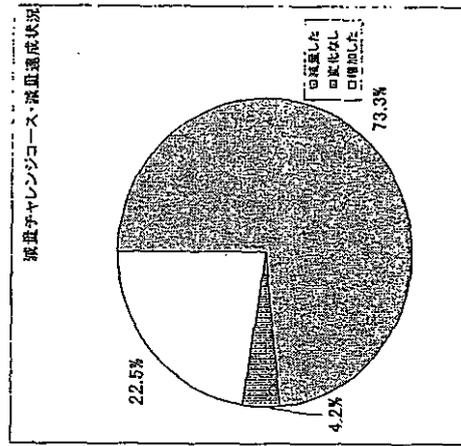


図4 減量チャレンジコース・減量達成状況



3. 減量チャレンジコース(n=409)

減量達成状況: 73.3%の成功率となった

平均減量は3.4Kgであり、BMIも1.3の低下が認められた

第5章 保健指導の評価

(1) 保健指導における評価の意義

保健指導の評価は、医療保険者が行った「健診・保健指導」事業の成果について評価を行うことであり、本事業の最終目的である糖尿病等の有病者及び予備群の減少状況、また、医療費適正化の観点から評価を行っていくことになる。

このような「健診・保健指導」事業の最終評価は、有病者や予備群の数、生活習慣病関連の医療費の推移などで評価されるものであるが、その成果が数値データとして現れるのは数年後になることが想定される。そこで、最終評価のみではなく、健診結果や生活習慣の改善状況などの短期間で評価ができる事項についても評価を行っていくことが必要である。

この評価方法としては3つの側面が考えられる。1つは、「個人」を対象とした評価方法である。対象者個人を単位とした評価は、肥満度や検査データの改善度、また、行動目標の達成度、生活習慣の改善状況などから評価が可能である。この個人を単位とした評価は、保健指導方法をより効果的なものに改善することや保健指導の質を向上させることに活用できる。

2点目は、事業所単位や地域単位で、「集団」として評価する方法である。健診結果の改善度や、禁煙や運動習慣などの生活習慣に関する改善度を集団として評価することである。このような評価により、集団間の比較ができ、また、対象特性（年齢別など）ごとに分析することにより、健診・保健指導の成果があがっている集団が判断でき、保健指導方法や事業の改善につなげることが可能となる。

3点目は、健診・保健指導の「事業」としての評価である。事業であるので、費用対効果や、対象者の満足度、対象者選定が適切であったか、プログラムの組み方は効果的であったか、「要医療」となった者の受診率や保健指導の継続性など、事業のプロセスを評価することができる。このことにより、効果的、効率的な事業が行われているかの判断が可能となり、改善につなげることができる。

このように保健指導の評価は、「個人」「集団」「事業」「最終評価」を対象として行うものであるが、それぞれについて評価を行うとともに、事業全体を総合的に評価することも重要である。

(2) 評価の観点

評価は、一般的に、ストラクチャー（構造）、プロセス（過程）、アウトカム（結果）の観点から行う。健診・保健指導の最終的な評価は、アウトカム（結果）で評価されることになるが、結果のみでは、問題点が明らかにできず、改善方策が見出せない場合が多い。そこで、結果に至る“過程”を評価し、事業の基盤である“構造”について評価することが必要となる。また、最終目標の

アウトカム評価は数値であるため、データを採るためには数年間かかることから、アウトプット（結果・事業実施量）の観点から評価を行うこともある。

このような観点から評価を行うが、それぞれの評価を行うためには、評価指標、評価手段、評価時期、評価基準について、明確にしておくことが必要である。

① ストラクチャー

ストラクチャーは、保健事業を実施するための仕組みや体制を評価するものである。具体的な評価指標としては、保健指導に従事する職員の体制（職種・職員数・職員の資質等）、保健指導の実施に係る予算、施設・設備の状況、他機関との連携体制、社会資源の活用状況などがある。

② プロセス

プロセス評価は、事業の目的や目標の達成に向けたプロセス（手順）や活動状況を評価するものである。具体的な評価指標としては、保健指導の実施過程、すなわち情報収集、アセスメント、問題の分析、目標の設定、指導手段（コミュニケーション、教材を含む）、保健指導従事者の態度、記録状況、対象者の満足度などがある。

③ アウトプット

目的・目標の達成のために行われる事業の結果に対する評価で、評価指標としては、健診受診率、保健指導実施率、保健指導の継続率などがある。

④ アウトカム

アウトカム評価は、事業の目的・目標の達成度、また、成果の数値目標に対する評価である。具体的な評価指標としては、肥満度や血液検査などの健診結果の変化、糖尿病等の有病者・予備群、死亡率、要介護率、医療費の変化などがある。また、職域では休業日数、長期休業率などがある。

（3）具体的な評価方法

評価の対象ごとに区分した保健指導の評価方法は、以下のとおりであるが、評価指標、評価手段、評価時期等については、参考までに表7に整理している。

1) 「個人」に対する保健指導の評価

対象者個人の評価は、適切な手段を用いて保健指導が提供されているか（プロセス評価）、その結果、生活習慣に関して行動変容がみられたか、また健診結果に改善がみられたか（アウトカム評価）の観点から行う。詳細な内容については、「第4章 保健指導の実施」を参照されたい。

2) 「集団」に対する保健指導の評価

個人への保健指導の成果を、集団として集積して評価することにより、指導を受けた対象者全体に対する成果が確認できる。集団の単位としては、地域や事業所単位、また、年齢や性別などが考えられ、それぞれに区分して、生活習

慣に関する行動変容の状況、健診結果の改善度、また、生活習慣病関連の医療費の評価も行う。

集団としての評価結果は、保健指導プログラムの改善や保健指導従事者の資質向上のための研修などにも活用する。

3) 「事業」に対する保健指導の評価

保険者が行う保健指導は、個人への保健指導を通して、集団全体の健康状態の改善を意図している。そのため保険者は、事業全体について評価を行う。事業の評価は、対象者把握、実施、評価の一連の過程について以下の4点から評価する。

- ・適切な資源を活用し（ストラクチャー評価）
- ・対象者を適切に選定し、適切な方法を用いて（プロセス評価）
- ・望ましい結果を出していたか（アウトカム評価）
- ・事業評価が適正に実施されているか

これらの評価は、保健指導プログラムごとに行い、問題点を明確にした上で改善を図っていく。

特に、保健指導を委託して実施している場合には、この事業としての評価は、保険者にとって重要である。

（4）評価の実施責任者

個人に対する保健指導の評価は、実施した保健指導の質を点検し、必要な改善方策を見出し内容の充実を図ることを目的としているため、保健指導従事者（委託事業者を含む）が実施責任者となる。

集団に対する保健指導の評価は、保健指導を受けた個人を集団として集積し、全体の特徴を評価するため、保健指導従事者（委託先を含む）及び保険者が、評価の実施責任者となる。保健指導の従事者に対する研修を行っている者もこの評価に対する責務を持つことになる。

事業としての保健指導の評価は、「健診・保健指導」事業を企画する立場にある保険者がその評価の責任を持つ。特に保健指導を委託する場合には、委託先が行う保健指導の質を評価する必要があるため、事業の評価は保険者にとって重要である。保険者として事業評価を行うことにより、保健指導の運営体制のあり方や予算の見直しなど、体制面への改善にも評価結果を活かすことが必要である。

最終評価については、健診・保健指導の成果として、対象者全体における生活習慣病対策の評価（有病率、医療費等）を行うものであるから、保険者が実施責任者となる。

(5) 評価の根拠となる資料

保健指導の評価を根拠に基づいて、適切に行うためには、保健指導計画の作成段階で評価指標を決めておき、評価の根拠となる資料を、保健指導の実施過程で作成する必要がある。その資料は、保健指導の記録であり、また問診・健診データである。それらの資料類が必要時、確実に取り出せ、評価のための資料として活用できるように、データ入力及び管理の体制を整えておく必要がある。なお保健指導の評価の根拠となる資料はいずれも個人情報であるため、その管理体制については、保険者が取り決め、責任をもって管理する必要がある。

表7 保健指導の評価方法（例）

対象	評価項目 (S) ストラクチャー (P) プロセス (O) アウトカム	評価指標	評価手段 (根拠資料)	評価時期	評価 責任者
個人	(P) 意欲向上 (P) 知識の獲得 (P) 運動・食事・喫煙・ 飲食等の行動変容 (P) 自己効力感	行動変容ステージ の変化 生活習慣改善状況	問診、観察 自己管理シート	6か月後、1年 後	保健指導従 事者(委託 先を含む)
	(O) 健診データの改善	肥満度(腹囲・BMI など)、血液検査 (糖・脂質)、メタリック コントロールのリスク個数 禁煙	健診データ	1年後 積極的支援で は計画した経 過観察時(3～ 6か月後)	
集団	(P) 運動・食事・喫煙・ 飲食等の行動変容	生活習慣改善度	問診、観察 自己管理シート	1年後、3年後	保健指導従 事者(委託 先を含む) 及び 保険者
	(O) 対象者の健康状態 の改善	肥満度(腹囲・BMI など)、血液検査 (糖・脂質)、メタリック コントロール者・予備群 の割合、禁煙 (職域)休業日数・長 期休業率	健診データ 疾病統計	1年後、3年 後、5年後	
	(O) 対象者の生活習慣 病関連医療費	医療費	レセプト	3年後、5年後	
事業	(P) 保健指導のスキル (P) 保健指導に用いた 支援材料 (P) 保健指導の記録	生活習慣改善度	指導過程(記録) の振り返り カンファレンス ピアレビュー	指導終了後に カンファレン スをもつなど する	保健指導従 事者 (委託先 を含む) 保険者
	(S) 社会資源を有効に 効率的に活用して、実施 したか(委託の場合、委 託先が提供する資源が適 切であったか)	社会資源(施設・人 材・財源等)の活用 状況 委託件数、委託率	社会資源の活用 状況 委託状況	1年後	
	(P) 対象者の選定は適 切であったか (P) 対象者に対する支 援方法の選択は適切であ ったか (P) 対象者の満足度 (委託の場合、委託先が 行う保健指導の実施が適 切であったか)	受診者に対する保 健指導対象者の割 合 目標達成率 満足度	問診、観察、 アンケート	1年後	
	(O) 各対象者に対する 行動目標は適切に設定さ れたか、積極的に健診・ 保健指導を受ける	目標達成率 プログラム参加継 続率(脱落率) 健診受診率	問診、観察、 アンケート	1年後	
最終 評価	(O) 全体の健康状態の 改善	死亡率、要介護率、 有病者、予備群、有 所見率など	死亡、疾病統計、 健診データ	毎年 5年後、 10年後	保険者
	(O) 医療費適正化効果	生活習慣病関連医 療費	レセプト		

第6章 地域・職域における保健指導

(1) 地域保健と職域保健の保健指導の特徴

1) 対象の生活の場に応じた保健指導

地域保健は、地域住民を対象とした保健指導を展開している。地域の対象者の健康は、地域特性のある食生活や運動習慣などの生活環境や社会規範などの影響を受けており、そのことに配慮した保健指導が求められる。

一方、職域保健では労働者を対象とした保健指導を展開している。職域では、対象者は一日の大半を職場で過ごしているため、対象者の健康は配置や作業状況など職場の環境に影響を受ける。そのため、対象者の健康問題と職場の環境や職場の健康課題を関連づけた保健指導が展開されている。

しかし、地域の対象の中には労働に従事している者もいることや、また労働者も職場を離れば地域の生活者でもある。そのため、生活と労働の視点を併せた保健指導を展開していくことが必要である。

2) 組織体制に応じた保健指導

地域では、それぞれの市町村が、財政状況やマンパワー、社会資源などが異なるため、提供できるサービスやその方法は異なり、保健指導はそれぞれの体制、方法で展開している。市町村では、ポピュレーションアプローチは一般行政部門で行うことになることから、健診・保健指導を効果的に実施するためには、国保部門と衛生部門が十分な連携を取って保健指導を展開する必要がある。

一方、職域でも財政状況やマンパワー、社会資源などが異なるため、保健指導はそれぞれの体制、方法で展開している。加えて、職域では特に労働者の健康について、事業主の価値観によりその展開は異なる。効果的な生活習慣病予防の保健指導の展開には、事業者・人事労務担当者・職場管理職等が労働者の健康を価値あるものと考えることが重要であり、それらの者と連携し、職場における健康支援の意義や就業時間内の実施等への理解を得る必要性がある。

3) 対象者に対するアクセス

地域では、健診後の保健指導については、対象が地域住民であるが、労働に従事している者もあり、健診とは別の機会に健診の結果説明会を計画しても、保健指導が必要な対象者が集まりにくく、時間、場所などを考慮する必要がある。また未受診者については、職域と比較して対応が困難な場合が多い。地域では、未受診者に対する確実な対応として最も効果的と考えられる家庭訪問は、マンパワーの観点から訪問できる対象者が限られ、また効率性の問題もあり、未受診者に十分な対応が行われにくいという特徴がある。

一方、職域では対象者が職場に存在する。そのため、健診・保健指導の実施前から問診を開始し、健診当日に的確な保健指導、さらには健康教育につなげることや、すべての労働者に保健指導が実施されない場合も、状況に応じて複

数年度での対応や未受診者への対応など比較的容易に、かつ計画的に行うことができる。保健指導の受診率が高いことから、データを経年的に管理し、過去の推移を考慮した指導を展開することや、健診前に問診を行い情報収集し、より個別的で具体的な指導を展開するもでき、効果的な保健指導を展開していくことが可能である。

今後、医療保険者が健診・保健指導を行うことから未受診者や保健指導を受けない者の把握は容易になるが、地域においてはアクセスの問題が残ることになる。

4) 保健指導の評価

地域では、地域住民全体を対象として評価を行ってきたが、今後は医療保険者が健診・保健指導を実施し、データも保険者が管理することとなる。このことにより、市町村単位で地域住民の健康課題を分析・評価するためには、連携が重要となる。

一方、職域が実施する保健指導は、地域における生活習慣病予防に関する健康課題とのつながりが持ちにくく、地域特性を含めて評価する視点に欠けることもある。今後は、保険者協議会や地域・職域連携推進協議会の活動を進め、県単位、地域単位での評価を行う必要がある。

5) ポピュレーションアプローチと社会資源の活用による支援

保健指導をより効果的に行うためには、先に述べた地域特性との関連で支援することはもちろん、ポピュレーションアプローチを併用させ複合的に行うことや社会資源を効果的に活用することが必要であり、地域では比較的容易に併用、または活用することができる。

職域では、対象者が職場に存在することからポピュレーションアプローチの取り組みは容易であるが、職場内の資源を活用したメニューに限られることから、効果的な実施が困難な場合もある。近年、保健指導後のフォローが必要であり、それぞれの事業所での社会資源が不十分な場合には、対象者が生活している地域の社会資源の活用も考慮されるようになってきている。しかし、労働者の就業時間などの観点からは、地域の社会資源が現実的に活用しにくいことも多い。今後は、地域と有機的な連携をとりながら社会資源を効率的に活用していくことが必要である。

(2) 地域・職域連携による効果

1) 健診・保健指導における地域・職域連携の効果

地域と職域はそれぞれの資源の範囲の中で保健指導を展開してきた。しかし、今後は保健指導に利用できる資源を地域と職域が共有することにより、利用できるサービスの選択肢を増大させることも必要である。具体的には、それぞれの有する保健指導のための教材、フォローのための健康教育プログラムや施設、さらには地域、職域それぞれで展開されてきた保健指導の知識と技術を有する人材の活用などが考えられる。これらは、対象者がサービスを主体的に選択し、行動変容と維持する可能性を高めるものとして期待できる。また、地域、職域ともコスト、マンパワーの効率的な運用が図られる。

これまで、地域と職域は定年を区切りにそれぞれが展開してきた。しかし、連携することにより、対象者は退職後にも経年的な変化を理解してもらい、一貫した保健指導を受けることができる。

2) 健診・保健指導における地域・職域連携のための方策

今後は、健診・保健指導において有機的な連携が必要となる。地域と職域それぞれが健診・保健指導に関して、対象となる集団の生活習慣病予防に関する課題を明確にし、活動計画を立案した上で、実際の展開で共有できる部分と協力できる部分、独自で行うことがよい部分について情報交換の機会をもち、進めていくことが必要であり、保険者協議会、都道府県や二次医療圏の地域・職域連携推進協議会を活用することも有効である。

第7章 保健指導の実施に関するアウトソーシング

(1) 基本的事項

1) 保健指導アウトソーシングの必要性

これまでの健診・保健指導は、健診の受診率を上げることに重点が置かれ、健診後の保健指導は付加的なサービスという位置づけであったが、今後は内臓脂肪症候群のリスクを有する者に対する保健指導、すなわち個人の生活習慣の改善を支援する保健指導の実施が重要となる。このような保健指導は、老人保健事業の個別健康教育や国保ヘルスアップ事業で実施されているところであるが、これらの事業にはマンパワーが相当必要であることが明らかとなっている。また、健診・保健指導は医療保険者が実施することから、保健指導が必要な対象者が確実に把握され、実際に保健指導を受ける者がかなり多くなることも予測される。

一方、内臓肥満症候群のリスクを有する者に生活習慣の改善を促すためには、保健師・管理栄養士等には高い専門性が求められ、保健指導の実績を積み重ね、研鑽を重ねて保健指導の技術を高度化していくことが求められる。また、IT産業などが開発する生活習慣改善支援機器を活用した保健指導方法の導入や、対象者のニーズを踏まえた多様な保健指導の実施体制が求められている。

市町村や事業所・健保組合などで健診後の保健指導に従事している現在の保健師、管理栄養士等の実施体制のみでは、増大する保健指導業務に十分に対応できないことが想定され、また、これらの機関で大幅な増員をすることが困難であることから、健診後の保健指導を行う新たな民間事業者を育成し、このような需要に対応できる保健師、管理栄養士等を確保し、保健指導のアウトソーシングを行っていく方向性が示されたところである。

医療保険者は、アウトソーシングに当たって、健診・保健指導業務全体の目的を明確し、事業計画を立案、そして評価を行うことが重要である。

2) アウトソーシングの目的

保健指導のアウトソーシングは、内臓肥満症候群のリスクを有する者に対して、個人のニーズに基づいた生活習慣の改善を支援する保健指導の提供体制を整備することが当面の目的であるが、将来的には、保健指導の量が確保されることにより保健指導の質の向上につながっていくことが期待され、効率的かつ質の高い保健指導を実現する体制を目指すものである。

(2) アウトソーシングの対象となる保健指導業務

保健指導業務の範囲を健診後の保健指導、すなわち「情報提供」「動機づけ支援」「積極的支援」に限定して考えると、アウトソーシングができる業務は、それぞれの保健指導の一部の業務を事業者へ委託すること（部分委託）や、保健指導業務をそれぞれ又はすべてを一括して委託すること（全面委託）が考えられる。どのような範囲の業務委託であっても、保険者は事業全体の企画・評価

を行うものである。

なお、純然たる保健指導業務以外の健診受診者のデータ処理、保健指導対象者の選定、保健指導結果の処理、保健指導に來なかつた対象者への対応などについては、ここでは触れないこととする。

1) 全面委託、部分委託のメリット、デメリット

保健指導業務の委託の考え方として、全面委託をする場合は、民間事業者の裁量権が増え様々な工夫や効率化が図られることになるが、一方で、保健指導業務の評価には年数がかかることから、成果の出る保健指導が行われているかの判断が遅れるというリスクを保険者は抱えることになる。また、保険者に所属する保健師・管理栄養士等の保健指導技術の低下が危惧され、事業企画や評価の実施に問題がでる可能性もある。

他方、部分委託の場合は、委託された業務の効率化はあまり望めないが、医療保険者に業務の実施が残ることから、ここに所属する保健師・管理栄養士の技術の向上や生活習慣病対策への熱意を維持することが期待できる。また、保険者の専門職が直接、対象者の保健指導を行うことで、対象者の問題や課題を早期に把握でき、改善に向けた事業の企画が可能になる。

2) 「情報提供」のアウトソーシング

「情報提供」については、健診結果と問診結果に基づき、対象者全員に個別の情報提供を行うことから、委託をする場合は、健診機関から直接データをもらい、結果表を作成し対象者に提供するという業務であり、全面委託は、これら一連の業務を事業者が行うことになり、医療保険者は情報提供を行ったという結果が事業者から提供される。

一方、部分委託の例としては、健診結果・問診結果のデータから結果表作成までを委託し、対象者に提供する役割は保険者自身が行う方法である。健診結果を渡す時を保健指導の重要な機会と捉え、健診結果と生活習慣に関する情報を保健師・管理栄養士等が直接説明をする方式をとる場合は、このような部分委託となる。

3) 「動機づけ支援」のアウトソーシング

「動機づけ支援」については、どのような保健指導の方法を採用するかによって異なるが、たとえば1対1の面接や、1日の支援プログラム（グループ指導）を組む場合には、このような支援全体を委託する場合は全面委託となる。動機づけ支援の対象者の職場を訪ねて面接指導を委託する場合や、公民館等に動機づけ支援の対象者に集まってもらって面接指導する業務をすべて委託するような場合は、これに該当する。

一方、部分委託の例としては、1日の支援プログラムのうちの運動指導の部分のみを委託することや、電話やメールで6ヵ月後の評価を行う場合は、この部分のみを委託することも考えられる。

4)「積極的支援」のアウトソーシング

「積極的支援」については、3ヶ月から6ヶ月程度のプログラムを組んで行うものであるため、全面委託の場合は、初回面接から支援プログラムの実施、中間評価、最終評価の一連の支援業務を委託することになる。

一方、部分委託は、多くのバリエーションが考えられる。1つのタイプとしては、初回面接から支援計画の作成、中間評価、最終評価などは保険者の保健師・管理栄養士等が行い、施設を使って行う食生活指導や運動指導のような対象者が自ら実践するような事業については委託する場合、また、評価のみ保険者が行い、支援プログラムの計画作成から実施までを委託するということも考えられる。

また、詳細な問診から行動変容のステージを把握することになるが、無関心期の対象者に対する保健指導は画一的なプログラムで支援することは困難であるため、このような対象者は保険者の専門職が支援するという部分委託も考えられる。

どのような保健指導業務を委託するのかの判断は、保健指導の目的とする生活習慣の改善が図れる体制のあり方をまず考え、医療保険者が有するマンパワー、委託できる民間事業者の有無等から総合的に判断し、委託業務の範囲を決めるべきであろう。

(3) アウトソーシングの手順 (検討中)

(4) 保健指導アウトソーシングの留意事項

健診後の保健指導は、付加的なサービスという位置づけであったことに加え、保健活動は公共サービスの一つとして行政が直接実施してきた歴史があることから、この分野において、民間事業者の参入はほとんど行われてこなかった。このため、保健指導のアウトソーシングは、民間事業者の育成を図りつつ実施されていくことになる。このような状況であるため、委託元となる医療保険者、特に市町村国保、そして委託先となる民間事業者は手探りの中でアウトソーシングを進め、関係性を築いていくことになる。そこで、民間事業者への委託が進んでいる分野の事例を参考として、アウトソーシングにあたっての留意事項を整理した。

1) 委託する業務の目的の明確化

保険者は、業務を委託する前に、健診・保健指導業務全体の目的、理念を明確にし、実施体制を考え、その中からどのような業務を委託するかを決めていくが、委託する業務はどのような理念に基づき、その目的は何かを明確にし、それを委託先の民間事業者に伝えることが重要である。

具体的には、委託に際して作成する審査基準などに理念や目的が表現されることになるが、このことによって、適切な民間事業者を選定することができる。また、委託後に民間事業者と事業の目的を共有することができ、このことで協

働する関係を持たれ、効果的、効率的な事業の実施につながる。

2) 保健指導の質の評価

委託に当たって、保健指導の質を確保する仕組みを導入することが必要である。

1つは、事業者の選定に際して、保健指導の質を選定基準とすることである。保健指導の質は、サービス提供者の技術と熱意が関係することから、選定時にサービス提供者の技術の程度（資格および研修体制、マニュアルの有無、指導成果の実績等）を保険者に所属する専門職の目を通して確認することが重要である。

2つめは、保健指導業務の終了後に、その評価を行うことである。例えば、対象者の満足度調査を行う、次年度の健診結果や対象者の生活習慣の改善度をみる、そして健診結果とレセプトの突合による保健指導の効果をみるなどの方法が考えられる。その結果により、民間事業者に対して保健指導の質の改善を促すことや、改善の見込みがない場合には、契約を更新するかについて検討する必要がある。

3つめは、委託業務に関する情報交換と情報公開である。これは、各都道府県に設置されている保険者協議会などを活用して、民間事業者の資質に関する情報交換等を行い、他の保険者の目を通した評価を行うことも必要であろう。

3) 委託した業務と生活習慣病対策全体の連動

保健指導業務の委託には、前述したように様々な委託方法があるが、どのような委託を行ってもその業務は生活習慣病対策の一部であり、ポピュレーションアプローチを含めた対策全体といかに連動させていくかが重要である。

民間事業者が地域や事業所で行われているポピュレーションアプローチを理解し、このような社会資源を個々の対象者に対する保健指導に活用することを、委託業務の中に位置づけることが必要である。このためには、民間事業者と十分な情報交換を行うとともに、地域や事業で行われているポピュレーションアプローチに関する活動を提示することが必要となる。そして医療保険者は、常に生活習慣病対策全体を視野に入れて、事業の運営に当たることが重要である。

4) 医療保険者の専門職の技術の維持・向上

医療保険者に所属する保健師・管理栄養士等の役割は、民間事業者へのアウトソーシングを含めた保健指導プログラム全体の企画や実施機関間の調整、そして委託した民間事業者の保健指導の質を評価することである。これらの業務を行うためには、保健指導に関する技術を維持・向上させることが前提となる。このためには、医療保険者の保健師・管理栄養士等が、業務を委託した場合であっても、保健指導業務に直接従事できる体制を創っておくことを考慮する必要がある。例えば、対象者に対する保健指導業務の一部（個別面談、指導計画作成、評価）を保険者の保健師、管理栄養士等の業務とすることや、プログラ

ムに乗りにくい「無関心期」の対象者の保健指導を保険者が直接に実施することなどが考えられる。

5) モニター、苦情処理

保険者は事業の実施責任者として、委託した業務の実績やプログラムの進行状況、保健指導を受けない者に対する対処状況、事業所の保健師・管理栄養士等のサービス提供者の変更や研修の状況など、適切な保健指導が行われているのかについて、適宜報告を求めることが必要である。

そして、対象者から出される保健指導サービスに対する不満や苦情を受け止める窓口を設置するとともに、これらの情報に対して、早期に適切に対処することが求められる。

6) 保健指導の価格の設定

健診後の保健指導業務は、付加的な存在であったことから、現状では価格が設定されていないことが多いが、今後、保健指導業務をアウトソーシングしていく際には、前述した事業者の選定方法を参考に、価格が決まっていくものと思われる。しかし、保健指導は、外形的には1対1で面接をしている場面が主であり、面接場面での支援内容は対象者に合わせて行うものであることから、対象者からはサービスを受けたという受益を感じる事が難しい場合もある。このため、保険者、対象者ともに、保健指導の価値がわかりにくく、保健指導内容の良し悪しの判断は難しいものである。このことは、医療サービスも同様である。

このため、保健指導の質の評価を十分行えない状態で価格競争が始まると、必要以上に安価な価格となり、保健指導業務全体の質の低下につながる事が懸念される。

保健指導のアウトソーシングに当たっては、サービスの質の評価を抱き合わせた価格の設定を行うことや、保険者が保健指導の成果を評価し、それを価格に反映させていくことが必要である。

7) 委託基準の作成、委託方法の透明化

保健指導のアウトソーシングに際して、保険者は委託基準を作成することになるが、この場合、委託する保健指導業務の目的を明確に示すこと、また、保健指導の質が判断できる項目を設定することが重要である。

そして、民間事業者の選定に当たっては、選定の手順を透明化することが重要である。

8) 個人情報の管理

保健指導は対象者の生活そのものを把握することになり、その情報は個人として知られたくない情報であることもある。このため、保健指導を行った場合の記録や、保健指導従事者の守秘義務をかけるなど、個人情報の管理が重要で

ある。アウトソーシングを行う場合は、民間事業者がこのような規定を有しているか確認をするとともに、情報の管理状況を定期的に確認する必要がある。

9) 収益事業との区分の明確化

民間事業者の中には、収益事業を行っている者も想定され、様々な健康に関する商品（健康食品、器具等）の販売を保健指導業務の委託と合わせて行う事業者に対しては、収益事業との区別を明確にし、保健指導と同時に行うことがないよう、保険者の委託基準に明記しておくことが必要である。

(5) 委託基準（検討中）

(6) 国、都道府県、市町村、医療保険者の役割

1) 国の役割

国は、保健指導の標準的なプログラムを示すとともに、これを基にした保健指導の委託基準を示す。

また、都道府県において、民間事業者の指導ができるよう、保健指導に関する情報を都道府県に報告する規定を設けるなど、情報の公表に努める。

2) 都道府県の役割

地域・職域連携推進協議会を活用して、生活習慣病対策に取り組む関係者間（民間事業者を含む）の総合調整を行い、体制整備を行う。

また、保険者協議会などを活用して、委託する民間事業者に関する情報交換を行い、適切な委託契約が行えるよう支援する。

市町村、医療保険者、民間事業者が行う保健指導の質を向上させることができるよう、保健師、管理栄養士等に対する研修等を行い、質の高い民間事業者を育成する。また、保健指導に関するデータの収集及び分析を行い、市町村や医療保険者に提供し、民間事業者の選定に資する。

3) 市町村（一般行政）の役割

地域住民からの健診・保健指導に関する様々な相談に応じる体制をつくる。また、保険者の違いによる保健指導の実施に格差が生じた場合には、都道府県の地域・職域連携協議会等を通じて、その調整を行う。

4) 医療保険者の役割

保健指導に関する計画を策定し、効果的な保健指導が提供できるよう、予算の確保、実施体制の整備を行う。

その中で、地域・職域の特性を考慮に入れた保健指導の理念を明確にし、生活習慣病対策全体における保健指導の位置づけを明確にするとともに、アウトソーシングする業務の範囲や考え方を定め、質の高い民間事業者を選定する。

アウトソーシングの目的に合致した委託基準を作成し、適切な民間事業者を選定をするとともに、契約内容についてモニタリングを行い、問題がある場合には適宜改善を求める。

また、委託した事業者から提出された事業の結果報告以外に、対象者から直接的な評価、また、費用対効果を評価し、効率的でかつ質の高い保健指導の実施に努める。

第4編 体制・基盤整備・総合評価

第4編 体制・基盤整備・総合評価

第1章 人材育成体制の整備

(1) 国の役割

①国立保健医療科学院を活用して各都道府県等の地域における指導者等の人材育成の研修を実施することを考えているが、どのようなことに留意すべきか。

(2) 都道府県の役割

①都道府県は関係団体と協力して、事業企画や現場で健診・保健指導を実施する専門家の知識と技術を担保・向上させるために、定期的に人材育成の研修を実施すべきではないか。

②都道府県等が実施する研修会には、地域の医療関係団体、糖尿病学会等の関係医学会等の協力を得て講師を確保し、最新の知見について研鑽を積む体制を確保することが必要ではないか。

(3) 市町村の役割

①市町村は、市町村国保の保険者としての健診・保健指導実施者の役割と、住民への一般的な生活習慣病予防の普及・啓発を実施する役割がある。現場の健診・保健指導の経験を都道府県の実施する研修に生かす等の観点から、都道府県との人材交流を積極的に行う必要があるのではないか。

②市町村のボランティアを活用して、健康づくりを推進するシステムを作る必要があるのではないか。また、ボランティアを研修するシステムが必要ではないか。

(4) 医療保険者の役割

①医療保険者に所属する保健師・管理栄養士の保健指導技術を向上するために、研修を継続的に実施する必要があると考えられるが、どのような方法が現実的か。また、身近に指導者がいない場合、保健指導従事者へのサポート体制を整備することが必要ではないか。

(5) 医療関係団体の役割

①日本医師会、日本看護協会、日本栄養士会等の医療関係団体及び当該団体の都道府県・地域支部においても、保健指導の指導者及び保健指導実施者の資質の向上のために積極的に研修・講習会を開催するなどの役割が求められるのではないか。

②医療機関が保健師・管理栄養士を確保できない場合は、地域の保健師・管理栄養士を活用し、保健指導が提供できる環境をつくる必要があるのではないか。

③その場合、都道府県看護協会、都道府県栄養士会等の医療関係団体の人材養成、人材支援機能を充実し、医療保険者や医療機関等に情報提供するシステムが必要ではないか。

第2章 最新の知見を反映した健診・保健指導内容の見直しのための体制整備

(1) 学会・研究班の役割

- | |
|---|
| ①健診・保健指導のデータをコホート追跡し、疫学的分析を行う研究班を設置することとしてはどうか。 |
| ②蓄積された健診・保健指導データを基に、関係学会の協力を得て健診項目の追加・修正、各種疾病の診断基準、治療方法の見直しに活用してはどうか。 |
| ③関係学会の協力を得て、全ての都道府県で研修会が実施できるよう講師リストの作成を行うこととしてはどうか。 |

(2) 国立保健医療科学院、独立行政法人国立健康・栄養研究所の役割

- | |
|--|
| ①効果的な健診・保健指導を行うためには、常に新しい知見に基づいた学習教材等の開発が必要である。このような学習教材の継続的な開発に際しての科学的根拠となるデータ支援などについて、国立保健医療科学院、独立行政法人国立健康・栄養研究所等の役割が期待されるが、その他にはどのような機関が考えられるか。 |
| ②保健指導の学習教材や媒体をインターネットで公開し、自由にダウンロードできるシステムを構築してはどうか。 |

(3) 地域・職域連携推進協議会、保険者協議会の役割

- | |
|---|
| ①都道府県における健康政策の見直しに、地域・職域連携推進協議会、保険者協議会を活用してはどうか。 |
| ②被扶養者の健診機会の確保・調整のため、地域・職域連携推進協議会、保険者協議会を活用してはどうか。 |

(4) その他

- | |
|--|
| ①収集した健診・保健指導データを管理・分析し、都道府県健康増進計画との連携なども含めた健康施策に活用する組織・体制の整備を行ってはどうか。 |
| ②健診・保健指導に当たる民間事業者等の質の管理、評価を行う第三者評価機関が必要ではないか。どのような主体が担うべきと考えるか。 |
| ③市町村国保部門と市町村衛生部門の連携が円滑に行われるための方策を示す必要があるのではないか。また、衛生部門の保健師が国保部門のレセプト情報を活用できる方策を示すことも必要ではないか。 |

④最新の知見を反映した健診・保健指導を確実にを行うため、保健師・管理栄養士の養成カリキュラムの見直しを行うことが必要ではないか。

第3章 健診・保健指導に関連する標準的なデータ評価と管理

(1) 健診データとレセプトデータの突合と健康課題を抽出・分析

- ①国全体として2015年度に2008年度と比較して糖尿病等の生活習慣病有病者・予備群の25%減少という目標に対して、各都道府県、医療保険者がどのように取り組めば達成できるかを示す必要がある。
- ②医療保険者には、健診データとレセプトデータが集まることによるため、両データを突合した分析を行うことが可能となる。効果的な保健指導を行うためには、実例に基づいたデータにより、疾病予防の成果が上がったかどうか、健診の結果、要医療となった人の治療の中断がないか、検証可能な方法で分析することが重要である。
- ③医療保険者に所属する医師、保健師、管理栄養士はレセプトを分析し、レセプトデータと健診データから、どの部分に焦点を絞って、疾病予防・重症化予防を行うのが効果的かを検討することが必要である。

(2) 病名抽出によるレセプトデータ分析

- | |
|--|
| ①具体的に分析・活用するレセプトデータは、病名による抽出が考えられるのではないか。 |
| ②レセプト分析を行う病名は生活習慣病に関係する以下の病名をレセプトから拾うこととしてはどうか。他にどのようなものが考えられるか。
例：肥満症、糖尿病、高血圧、高脂血症、高尿酸血症、虚血性心疾患（狭心症は含まない）、脳卒中（くも膜下出血、脳内出血、脳梗塞）、腎不全（人工透析）、糖尿病性網膜症など |
| ③レセプト病名は主傷病と副傷病に分かれているが、両方とも拾うこととしてはどうか。この場合、主傷病は原則として1つとなっていることから、主傷病が分かるようにデータを集計・分析することとしてはどうか。 |
| ④将来的にレセプトデータがオンライン化されれば電子データからの変換が可能となるが、それまでは、健診データにレセプト病名コードを追加することにより対応することとしてはどうか。 |
| ⑤傷病名コードは ICD 分類に基づきコーディングを行うこととしてはどうか。 |

(3) 高額レセプト、長期レセプト、重複疾病の抽出によるデータ分析

- | |
|---|
| ①医療保険者として、健康課題を明確化することは重要であり、レセプトデータ分析から医療保険者として被保険者等の集団の特徴を把握することができ |
|---|

る。例えば、高額なレセプト（例：1ヶ月200万円以上など）を分析することにより、どのような疾患が高額になっているかを調べて、どの疾患をターゲットにおいて保健指導計画を策定するか考えてはどうか。

②長期に治療が継続することにより結果的に医療費が高額になる疾患を把握し、どの疾患をターゲットにおいて保健指導計画を策定するか考えることも重要であるため、これらの長期に治療が継続する疾患（生活習慣病関連である場合が多く、脳卒中、人工透析等が考えられる）を抽出してはどうか。

③複数の生活習慣病同士の重なりや合併症を調べ、地域の特徴や健康課題を把握することも重要であるため、糖尿病、高血圧症、高脂血症、虚血性心疾患、脳卒中、人工透析等の生活習慣病毎に分析を行うことが重要ではないか。

（４）健診・保健指導の総合的評価に関するデータ

①新たな健診・保健指導の最終的な政策目標は、糖尿病等の生活習慣病有病者・予備群の減少であるが、毎年の事業評価を行うためには有病者・予備群への移行者数の減少の他、補足的な評価項目が必要ではないか。

②その場合、カテゴリーとしては有病者あるいは予備群のままであったとしても、リスク数の減少などについて評価することが考えられるのではないか。

③健診・保健指導に投入した費用と、医療費への効果が分かるような仕組みが必要ではないか。

④都道府県間比較、医療保険者間比較ができるよう、データの標準化が必要ではないか。

⑤健診・保健指導の総合的評価を、医療保険者は所属する個々の被保険者に情報提供することが必要ではないか。

⑥いくつかの地域あるいは医療保険者を定点として定め、健診・保健指導の成果を時系列的にフォローアップしていくシステムの構築が必要ではないか。

※保健指導における健診受診者個人の評価

①健診受診者の腹囲、体重、血圧等の個別のデータの改善も評価すべきではないか。

②生活習慣の改善は、本人の努力する姿勢も評価しないと長続きしないのではないかと指摘もあり、その場合、本人の努力により、腹囲の増加、体重の増加等が認められないこと（現状維持）も評価すべきではないかという意見もあるが、どのように考えるか。

(5) 医療情報の管理

- ①健診・保健指導のデータは個人の医療情報が入っているので、あらかじめ医療保険者により定められた医師又は保健師、管理栄養士が責任を持って管理することが望ましい。
- ②また、健診・保健指導のデータ管理を外部委託する場合は、電子カルテを外部委託する場合の基準と整合性をとる必要がある。

○平成18年度の準備事業の実施について → (別紙5)

①メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)対策総合戦略事業(準備事業)の進め方はどのような点に留意して行えばよいか。

②以上示したガイドラインの他に準備事業に必要な体制整備があるとすれば、どのようなことが考えられるか。

厚生労働省

- 都道府県健康・栄養調査マニュアルの策定
- 都道府県健康増進計画改定ガイドライン(暫定版)の策定
- 健診・保健指導プログラム(暫定版)の策定
- 健診・保健指導の委託基準(暫定版)の策定
- 保健師・管理栄養士等の資質向上に向けた研修ガイドラインの策定
- 保健師・管理栄養士等のリーダー研修会の実施
- 健診等結果の電子的管理のための標準仕様の策定

都道府県

- <補助対象事業>
 - 事業企画・評価委員会(仮称)の設置
 - 事業実施計画策定及び評価
 - ・実施計画の策定(対象者、事業規模、実施体制など)
 - ・都道府県健康増進計画改定ガイドライン(暫定版)の評価
 - ・健診・保健指導プログラム(暫定版)の評価
- <その他補助事業>
 - 地域・職域連携推進協議会の設置・運営
 - 研修計画の策定
- <当該補助事業と連動して地方交付税措置(ヘルスアッププラン)を活用して県で実施する事業>
 - 保健師・管理栄養士等に対する研修の実施
 - 都道府県健康・栄養調査の実施
 - 都道府県健康増進計画の改定(地域・職域連携協推進議会)

医療保険者

- 健診・保健指導プログラム(暫定版)及び健診・保健指導の委託基準(暫定版)に基づき、40歳以上75歳未満の被保険者及び被扶養者に対するメタボリックシンドロームに着目した健診及び保健指導を実施

<関係する補助事業等の活用>

- ①メタボリックシンドロームに着目した健診・保健指導の実施(アウトソーシングを含む)
- ②結果の取りまとめ、保険者協議会及び都道府県への報告
- ③保険者協議会を通じた他保険者サービス利用に関するガイドライン案の作成・実施

市町村

- メタボリックシンドロームの概念の普及及び健康日本21の運動、栄養、喫煙での代表目標の達成に向けた重点的・効果的なポピュレーションアプローチの実施

<補助対象事業>

創意工夫を凝らした先駆的事業の実施

※可能な限り医療保険者が実施する健診・保健指導と有効に組み合わせて実施